

# 懲戒処分の指針

平成18年11月21日  
和歌山県教育委員会

## 1 基本事項

本指針は、県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに県立学校及び市町村(学校組合を含む。)立学校の県費負担教職員(以下「教職員等」という。)が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等(以下「非違行為」という。)を行った場合の標準的な懲戒処分の基準(以下「標準例」という。)を明確にすることにより、非違行為を防止するとともに、県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

具体的な処分の決定に当たっては、

非違行為の動機、態様及び結果の程度

故意又は過失の程度

児童生徒、保護者、県民及び他の教職員等に与えた影響の程度

非違行為を行った教職員等の職責の程度

過去の非違行為歴

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮して判断することとし、事案の内容によっては、標準例に示された処分以外の処分として免職等もあり得る。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となる。

過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、処分が加重される。

また、部下教職員等が非違行為を行った場合で、その指揮監督に適正を欠いていた管理監督者は、監督責任を問われる。

## 2 標準例

### (1) 交通事故関係

#### ア 飲酒運転

##### 酒酔い運転

a 酒酔い運転による人身事故...免職

b 上記以外の酒酔い運転...免職又は停職6月

酒気帯び運転...免職又は停職4月以上

飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら

飲酒を勧めた場合...免職又は停職1月以上

飲酒運転の容認

飲酒運転をすることを知りながら容認した場合...免職、停職、減給又は戒告

#### イ 交通事故

ひき逃げ...免職

以外...教職員等の過失、相手方の被害程度等に応じて処分を決定

### (2) 体罰

ア 児童生徒の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合...免職又は停職

イ ア以外の場合...体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて処分を決定

### (3) わいせつ行為等

ア 法律、条例等に違反するわいせつ行為...免職

イ セクシュアル・ハラスメント...免職、停職、減給又は戒告

ウ ア及びイ以外の場合...具体的な行為の態様等に応じて処分を決定

(4) 一般服務關係

ア 欠勤

- 10日以内の欠勤...減給又は戒告
- 11日以上20日以内の欠勤...停職又は減給
- 21日以上欠勤...免職又は停職

イ 遅刻等

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合...戒告

ウ 休暇の虚偽申告

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の申告をした場合...減給又は戒告

エ 勤務態度不良

勤務時間中に職場を頻繁に離れて職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合...減給又は戒告

オ 職場内秩序びん乱

上司又は同僚に対する暴行・妨害行為により職場の秩序を著しく乱した場合...停職、減給又は戒告

上司又は同僚に対する暴言により職場の秩序を著しく乱した場合...減給又は戒告

カ 違法な職員団体活動

地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反してストライキ等の争議行為を行い、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合...減給又は戒告

地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあつた場合...免職又は停職

キ 秘密漏洩

職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合...免職、停職又は減給

ク 個人の秘密情報の目的外収集

職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する情報を収集した場合...減給又は戒告

ケ 個人情報紛失、盗難

重要な児童生徒の個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあつた場合...停職、減給又は戒告

コ 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合...減給又は戒告

サ 違法な政治的行為

地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反する政治的行為を行った場合...停職、減給又は戒告

公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動を行った場合...停職、減給又は戒告

シ 職務命令違反

上司からの職務命令に違反した場合...免職、停職、減給又は戒告

ス 無許可兼業等

許可なく兼業又は他の事業等に従事し、著しく信用を失墜した場合...停職、減給又は戒告

セ 収賄等

賄賂の收受...免職

関係業者との贈答の授受、その他不信を招くような行為...具体的な行為の態様等に応じて処分を決定

ソ 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合...免職又は停職

タ 公文書の偽造

公文書を不正に作成し、使用した場合...免職又は停職

- チ 不適正な事務処理  
事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与える等した場合...  
停職、減給又は戒告
- ツ 公益通報に関する不適正行為  
通報者を詮索し、不利益を及ぼす等した場合...停職又は減給  
事実をねつ造して通報した場合...停職、減給又は戒告

(5) 公金等の取扱い

- ア 横領  
公金等の横領...免職
- イ 窃取  
公金等の窃取...免職
- ウ 詐取  
人を欺いて公金等を所得した場合...免職
- エ 紛失  
公金等の紛失...戒告
- オ 盗難  
重大な過失により公金等の盗難に遭った場合...戒告
- カ 公物損壊  
職場において公物を故意に損壊した場合...減給又は戒告
- キ 出火・爆発  
職場において過失により公物の出火、爆発を引き起こした場合...戒告
- ク 給与等の違法支払・不適正受給  
故意に法令に違反して給与等を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合...停職、減給又は戒告
- ケ 不適正な公金等の処理  
公金等の流用など不適正な公金等の処理...停職、減給又は戒告
- コ コンピュータの不適正使用  
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務に支障を生じさせた場合...停職、減給又は戒告

(6) 公務外非行

- ア 放火  
放火をした場合...免職
- イ 殺人  
人を殺した場合...免職
- ウ 傷害  
人に傷害を与えた場合...免職、停職、減給又は戒告
- エ 暴行  
けんか等により人に暴行を加えた場合...停職、減給又は戒告
- オ 器物損壊  
故意に他人の物を損壊した場合...停職、減給又は戒告
- カ 横領  
自己の占有する他人の物（公金及び公の財産を除く。）を横領した場合...免職又は停職
- キ 窃盗・強盗  
他人の財物を窃取した場合...免職又は停職  
暴行又は脅迫により他人の金品を強奪した場合...免職
- ク 詐欺・恐喝  
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合...免職又は停職
- ケ 賭博  
賭博をした場合...停職、減給又は戒告  
常習として賭博をした場合...免職又は停職

- コ 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用  
麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合...免職
- サ 酩酊による粗野な言動等  
酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野  
又は乱暴な言動をした場合...停職、減給又は戒告

(7) 監督責任関係

- ア 指導監督不適正  
部下教職員等が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適  
正を欠いていた場合...減給又は戒告
- イ 非行の隠ぺい、黙認  
部下教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は  
黙認した場合...停職、減給又は戒告

3 この指針は、平成18年12月1日から施行する。